

総務常任委員会記録

令和3年9月13日（月）於 第1委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時22分

○出席委員（7名）

12番 尾崎 寿一 委員 13番 蒔 苗 博 英 委員 17番 鶴ヶ谷 慶 市 委員
21番 三上 秋 雄 委員 22番 佐 藤 哲 委員 23番 越 明 男 委員
24番 工 藤 光 志 委員

○出席理事者（3名）

総務部長 後藤 千登世 契約課長 黒 沼 立 真
環境課長 福 士 智 広

○出席事務局職員（2名）

局 長 佐 藤 記 一 書 記 成 田 敏 教

【午前10時00分 開会】

- 委員長（工藤光志委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。
ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

議案第84号 動産の取得について（ブルドーザ）

- 委員長（工藤光志委員） 議案第84号動産の取得についてを審査に供します。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。
- 総務部長（後藤千登世） 議案第84号動産の取得について御説明申し上げます。
取得する動産の種類及び数量はブルドーザ1台で、取得の方法は買入れであります。
取得の目的は、既存のブルドーザの老朽化に伴い更新するもので、買入れするブルドーザは、株式会社小松製作所製のD65PX-18で、エンジン定格出力は162キロワット、総排気量は8850cc、契約金額は2413万4000円、契約の相手方はコマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー弘前支店であります。
以上であります。
- 委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。
- 22番（佐藤 哲委員） コマツのメーカーの機械を買うということに至った理由です。ほかにもこういう重機というものはあるとは思いますが、コマツを最初から、コマツの製品に

したという理由というのにはあるものですか。

○環境課長（富士智広） 特にコマツ社を指定したわけではなく、車両の性能等で入札をしたものでございます。

○22番（佐藤 哲委員） ちょっと今の説明では全く分からないわけですよ。機械の、コマツの性能でと言いましたけれども、著しくメーカーによって差があるものなのですか。コマツが特別に優れているから、性能でということは、それほどコマツの性能というのは、他社にぬきんでていいと判断したと。これ一体、誰の判断でそういうふうになっているものなのですか。

○環境課長（富士智広） コマツ社が特に性能がいいということではなく、今、現にブルドーザ、使っているのが新キャタピラー三菱社製のブルドーザを使っているものでございますけれども、それと同等の性能ということで入札しております。

○委員長（工藤光志委員） 環境課長、質疑者はそういう趣旨で聞いているのではなくて、もっとちゃんと説明さねば分らねべ。要するに、性能発注だわけでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）性能発注だから、コマツ社も新キャタピラー三菱社も、いろいろな会社があると。そこで入札をして、結果がコマツ社になったということとちゃんと説明してもらわないと、質疑者は理解できていないようですのでちゃんと説明してください。

○環境課長（富士智広）（続） 申し訳ございませんでした。

仕様でエンジン性能、トランスミッション、ブレード、足回り、オプション等、今現在利用しているブルドーザと同等の性能以上のものを購入したく、その仕様に基づいて入札を実施した結果、コマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー弘前支店が落札したという形になっております。

○22番（佐藤 哲委員） 3回目だはんで、あまり、もっと詳しく聞きたいなと思ったのだけれども、同じようなことばかり3回やっているものですから、仕方がないので、これで終わりますけれども。

こういうものというのは、相当、性能そのものが向上されているのだと思います。一つには無人化されているとか、それから他社に先駆けてこういうふうにして、コマツあたりはどこで造っているのかな、中国で造っているのかな、どこで造っているのか分からないけれども、例えば、この性能でこの馬力のものであれば、他社よりもこのぐらい安くできるとか、それで、同じ性能であればやっぱりコマツが一番いいのだとかと、製品も安いしとかというふうに物を考えるべきだと思うのです。

ただのこれ押しブルですよ、ぐわあっと押しでいぐだけだんだはんで、そんなにメーカーとして性能が違うものでもないと思うのだけれども、このコマツにせざるを得なかったというのは、よその機械より安いですよとか、メンテナンスがすごく楽なのですよとか、エンジンそのものが前の機械より——前は新キャタピラー三菱を使っていたのだよな。エンジンそのものが特別によくてほとんど故障がないということを聞いていますとかと、何かそういうふうな説明でもない限りは、何でこうなるのさとなりますよ。その辺を、ちゃんと答えてほしかったのですよ。コマツ1社で、コマツのメーカーのこれにするとやったのでしょうか。（「いいえ、違います」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） 佐藤委員、佐藤委員に申し上げます。

これは、コマツ1者指名でなくて、要するに何十者も指名しているのです。それで、その中でいわゆる発注側は、能力性能発注であって、ちゃんとその資料を見てください。

○22番（佐藤 哲委員）（続） 委員長の今の説明で大体納得したけれども、そうであればだよ、

そうであれば私が言ったとおりに、製品に対してその価格が安いとか、何かにか、いろいろ総合的に、物というのは考えるべきものだと思います。ただ単に価格が安いのであれば、性能として違うメーカーが、もっといいところもあるとか、その辺の説明が欲しかったのです。

○委員長（工藤光志委員） それ、説明できますか。ちゃんと説明できる人が説明してくださいね。ちゃんとその、中身が分かっているのだからいいけれども。

○契約課長（黒沼立真） ちょっときちんと説明できるか、100%自信はないのですが、通常、発注課である環境課のほうから、これだけの性能——今と同等以上の性能があれば十分作業的にはできますよというお話を頂きましたので、我々としては、あくまでも仕様書を作成して、そういう性能以上の、仕様書の条件の性能以上のものがあれば、もちろん、どこのメーカーのものであっても、納入可能であれば入札に参加していただいて大丈夫ですよというふうな条件でやっております。

それで、結果、3者が札を入れたのですが、そのうちの2者がコマツ製のもので入札をしております。もう1者は、日本キャタピラーのほうの製品で札を入れています。それで、結果、どちらも性能的には問題がないということで、単純に価格競争の結果、小松製作所のもので落札したということでございます。

○23番（越 明男委員） 23番越です。今日も質疑いたします。よろしく申し上げます。

これ、発注課といいますか、原課といいますか、ブルドーザの買入れの部分で、環境課長がおいでですから、佐藤委員とちょっと角度を変えて伺いますけれども。

ブルドーザを買入れするに至った理由ですね。これ現場の声として、どの分野といいますか、どの場所でどういう理由でブルドーザが入り用になったのかというあたりを少し、概要も含めてお示しください。

それから、これ契約案件ですから、契約課のほうに何点か、確認の意味を含めて伺います。

最初に、一つ確認したいのですが、今ここに、提案理由に示されている、条例第3条というふうにあるのですが、取得の金額、何ぼ以上が議会の議決に係るものでしたか。ここをちょっと一つ確認しましょう。

それから二つ目に、今ちょっと出たのですが、6の契約の方法のところ、指名競争入札とございます。それで、指名競争ですから、市のほうで、課のほうでリストをいろいろな意味でつくって指名なさると。その指名競争に至る指名のリストづくりの目安といいますか、標準といいますか、立脚点といたらいいのでしょうか。この資料を見ますと、かなりの会社が指名になったと思われるのですが、そこら辺の根拠といいますか、経過をひとつお示しただけませんか。これ2点目。

3点目、4の契約金額に関わることなのですよ、2413万4000円。これが、高いか・低いかわ、適正価格かどうかというのは、ちょっと我々、なかなか判断しかねる部分があるので、お示しのパンフを見ても、高いか・低いかわというのはちょっと分からないところがあるのですが、一般論で、議会への説明として、例えばこういう型であれば2400万円から2500万円相当だとか、そこら辺の、もし説明できる部分があったらお示し願いたいということと、もう一つ、先ほどの契約の方法のところとちょっと関連があるのですが、大分、指名は受けているのですが、具体的に、先ほど黒沼課長がちょっと話をしたように、3者だけが応札していると。あとはこれ、辞退しているわけです。せっかく指名したのに辞退というのは、これ応札に参加していないということですね。だから、3者だけが、これ辞退の会社がこれほどあるというのはちょっと、担当課としてはちょっとどう分析しているか、どう見ているのか。これ、

あれですか、そういうことはありませんよね。せっかく指名したのに辞退したということは、次、かでる・かでねという言い方はちょっと、言葉上、あれですけども、そういうことはないのと思うのですけれども、多くの会社が辞退したという問題を担当課、あるいは市のほうとしてどう分析するかと、ここをひとつ、3点目お願いします。

それから最後、契約課のほうに、最後に確認も含めて伺っておきたいのは、先ほど佐藤委員からもちょっと出たのですが、実は藤崎町に住所を置くこの東北カンパニー弘前支店というのは、私も初めて実は存じ上げることとなる会社なのですけれども、これはコマツ系統が、青森県内あるいは津軽のほうに、このように弘前支店を構えて営業している会社と、平たく言えばそういうことですか。これは、弘前市内でなくて藤崎町だというのもちょっと、津軽全域に根を張っているのかなとちょっと思ったのですけれども、会社の、準御当地の藤崎町で営業している会社の営業実態といいますか、会社の概況についても、ひとつ参考までにお示ししてもらえればありがたいと。

以上、契約課のほうには4点ほど、環境課長のところには1点、以上であります。よろしくお願いします。

○環境課長（富士智広） 今回、購入するに至った経緯でございますけれども、まず今現在、弘前市では十腰内字猿沢地区にあります弘前市埋立処分場で、中間処理施設で処理をした焼却灰等を埋立処分場に搬入しておりますが、この搬入した焼却灰等を投入した後、このブルドーザでならず作業を実施しております。

それで、今現在使用している新キャタピラー三菱社製のブルドーザが、平成16年の導入から17年以上経過しており、老朽化が見られるということで、ここ3年の修繕額についても年平均大体100万円程度の修繕費を毎年支出している状況であると、さらには未修理の見積額も約261万円ということもありまして、今回、更新しようとするものでございます。

○契約課長（黒沼立真） 今お話のありました、まず1点目、条例の関係であります。弘前市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条におきまして、予定価格が2000万円以上の動産の買入れを議決に付すということに規定されております。それで、今回はそちらのほうに該当するというものでございます。

あと2点目、指名の目安といいますか、根拠の部分だったのですけれども、まず県内の物品役務の名簿に登録があるうちの特殊車両の項目に登録がある業者のほうに、事前に取り扱調査をしております。その結果、2者から取扱いがありますよというお話はありました。しかし、その取扱調査の時点で、実際に入札に付する時点とまたその状況等も変わる可能性であったり、その取扱調査のときにきちんと明確な回答ができなかった業者とかも考えられますので、我々としたしましては、市の競争入札参加資格者名簿のうち、物品役務の特殊車両に登録されている県内業者全25者を指名したというふうなものでございます。この取扱いに関しましては、物品の入札に関しましては、通常、極端に言えば10万円をちょっと超えるぐらいの見積り合わせであったり、100万円とかを超えるものであったり、その辺、金額によらず、その登録名簿の中でその項目に該当する全者を指名しております。

続きまして、契約金額の妥当性という部分なのですけれども、ちょっとこの金額に関しては、ちょっと私のほうで、その観点からは申し上げることができないかなと思ってはいますが、物品に関しては、予定価格と落札率ともに、事前・事後にかかわらず公表しておりません。ですので、例えば落札率が90%だから妥当だとか、そういうふうなことも、今この場では申し上げられないと思っていました。その理由といたしましては、物品購入においては今後も同種、

または類似の発注が想定されておりますので、その落札結果に影響を及ぼす可能性が大きいということでそのような取扱いをしております。

続きまして、実際参加したのが3者ということだったのですけれども、先ほどのお話ともかぶるかも分かりませんが、全25者を指名したと、そのうち実際は3者ということなのですけれども、入札参加者が2者以上見込まれるものに関しては、競争性が十分確保されているというふうに考えておりますので、入札上は特段問題がなく、正当な競争が行われたというふうな認識を持っております。

また、辞退者が多いと、それで辞退した場合の取扱いということだったのですけれども、入札を行うときの入札通知書の入札条件等詳細事項の6番のところに、入札を辞退した者はこれを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありませんというふうに、きちんと明記しておりますので、それによってペナルティー等を受けるというふうなことはございません。

会社の概況のところになります。契約の相手方のコマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー弘前支店は、メーカーである株式会社小松製作所の100%資本によるいわゆる直営のディーラーであります。また、県内にある支店・営業所等は藤崎町の弘前支店のほか、青森市内に2か所、八戸、十和田、むつ市内に各1か所で合計6か所ございます。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時22分 散会】